

全国町村長大会要望

1、地方分権の推進

政府の地方分権改革推進委員会では、昨年11月に「中間的なとりまとめ」、本年5月に「第1次勧告」を行い、平成21年度末までに新地方分権一括法案の提出に向けた勧告を順次行うとしている。

真の地方分権改革は、地方の役割をより拡大させるとともに、地域の自主性・自立性の確立をはかり、住民の満足度を高め、多様性と創造性に溢れた社会を実現することであり、どの地域に暮らしていても「豊かな自治」を実現するものでなければならぬ。

今後一層の事務・権限の移譲を行うにあたっては、町村の意見を十分に踏まえたものでなければならぬ。

また、地方分権の担い手となる基礎自治体のあり方は、我が国の国土、歴史、文化等の地域事情を考えれば、多様な自治体が存在することが自然な姿であり、基礎自治体をその規模や単なる数字だけでつくりあげようとするような議論は、分権の流れに逆行するものである。

よって国は、地方分権を進めるにあたり、町村がこれまで果たしてきた役割を十分に認識し、次の事項を実現されたい。

- 1、国と地方の役割分担の一層の明確化と権限の移譲を推進すること。
- 2、国と地方の二重行政の解消等による行

政の簡素化をはかること。

3、都道府県から市町村への権限移譲については、それぞれの都道府県と市町村の自主性に委ねること。

4、政府と地方の代表者等が協議を行う「(仮)地方行財政会議」を早急に設置すること。

5、市町村合併をいかなる形であれ強制しないこと。

2、町村財政基盤の確立

町村は税源が乏しい中、農林水産業の振興はもとより、少子・高齢化の進行に対応した医療・保健・福祉施策の推進、相対的に立ち遅れている生活関連施設の整備、資源循環型社会の構築等の環境施策の推進等、各般の政策課題に的確に対応する重要な役割が求められている。

このため、極めて厳しい財政状況の下、自らも懸命に町村行財政改革に取り組んでいるところであるが、町村がより自主的・主体的な地域づくりを進めるためには、税源移譲と偏在性の少ない地方税法系の構築や、地方交付税の還元・増額など、一般財源の充実強化が不可欠である。

よって、国は地方分権改革推進法の基本理念に沿って、地方分権改革を推進するとともに、地域間格差の解消をはかり、町村財政基盤を確立するため、次の事項を実現されたい。

1、町村税源の充実強化

(1) 地方税は、地方分権を実質的に担保する、地方自治の基礎を支えるものであり、国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を5・5とすることを旨途に、次ににより、その充実強化をはかること。

ア、偏在性の少ない居住地課税である地方消費税と個人住民税を充実強化すること。

イ、地方税は地域偏在性の少ない税目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成とすること。

ウ、具体的な税源移譲にあたっては、町村は人口、従業員数ともに少なく、税源移譲の効果が十分に及ばず、財政力格差の拡大が懸念されるため、町村の実情を考慮し、分割基準等の見直しについても、併せて検討すること。

(2) 個人住民税は、町村における負担分を基調とした基幹的な税目であるので、安定的に充実するよう措置すること。その際、均等割の税率引き上げや諸控除の見直しを検討するとともに、新たな政策的控除は行わないこと。

また、公的年金からの特別徴収制度の円滑な実施に向け、次の事項について、特段の措置を講じること。

ア、特別徴収制度導入に係る税基幹システムの開発経費等については、交付税総額が減少する中で、経常一般財源が極めて乏しい町村財政の実情に十分配慮し、普通交付税による措置額を上回る部分に対し、特別交付税等により、明確かつ十分な財政措

置を講じること。

また、不交付団体については、特別交付税等による十分な財政措置を講じること。

イ、町村が公的年金から徴収する個人住民税の4割は都道府県税であることを踏まえ、町村のシステム開発経費等について、都道府県が応分の負担をする仕組みを検討すること。

ウ、経由機関とのデータ授受は、エルタックスを利用することが予定されており、町村は地方税電子化協議会に対する会費や運用関係費の他、ASP費用等、多大な財政負担が生じるため、町村における費用対効果の実状も踏まえ、特段の財政措置を講じること。

また、当面、エルタックスの導入が困難な小規模団体等が利用するLG・WAN文書交換システムの運用については、当該町村の意見を十分踏まえ対応すること。

エ、特別徴収制度の実施について、対象となる年金受給者の理解と信頼をより確かなものとするため、国においても、きめ細やかな広報活動等を通じ、周知徹底をはかること。

(3) 町村にとって重要な税源である法人住民税総額についてこれを確保すること。

また、分割法人の法人住民税について、課税標準にかかる分割基準に事務所または事業所の固定資産を加える等の措置により、配分割合を適正化すること。

(4) 固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、平成21年度の評価替えにあたっても、安定的に確保できるよう配慮すること。

特に、商業地等の負担水準の上限については、これを引き下げた場合、町村財政に多大な影響を及ぼすことから、現行の70%を堅持すること。

また、負担水準の均衡化をさらに推進し、納税者に分かりやすい簡素な課税の仕組みを実現すること。

なお、償却資産は、資産の保有と市町村の行政サービスとの受益の關係に着目して課税されるものであり、事業の用に供している限り、一定の価値が存することから、現行の評価方法を堅持すること。

(5) 市町村たばこ税は、地域偏在性が少なく、町村にとって貴重な財源となっていることから、たばこ税の税率を見直す際は、極めて厳しい町村財政に鑑み、地方たばこ税への配分割合を高める等、市町村たばこ税が増収となるよう措置すること。

(6) 入湯税は、温泉観光地の所在する町村にとつて、環境衛生施設、消防施設等の整備や観光振興のための貴重な財源となっていることから、本税を充実し、現行制度を堅持すること。

(7) ゴルフ場利用税は、道路整備、環境対策など町村の行政サービスと密接な関連を有している。収入額の10分の7がゴルフ場所在市町村に交付されており、町村の貴重な財源として、地域振興をはかる上で重要な役割を果たしているため、現行制度を堅持すること。

(8) 軽自動車税の各種税率を引き上げること。

特に、原動機付自転車については、一台当たりの税収入額が徴税費用を下回っている

現状となっていることから、税率を大幅に引き上げること。

また、軽自動車税の徴収率の向上をはかるため、軽自動車等の名義変更時及び廃車時等において、納税確認を義務付けること。

(9) 道路特定財源の一般財源化にあたっては、道路が果たす役割や整備が遅れている市町村道の現状を踏まえるとともに、極めて厳しい財政状況の中、市町村の道路整備のための財源の多くを一般財源や借入金によつて賄っている実情を踏まえ、次により、市町村道路財源の充実確保をはかること。

ア、現行の「地方道路税」については、その収入額の全額が「地方道路譲与税」として地方に配分されている事実を踏まえ、市町村に対し、これまでと同じ配分枠を堅持すること。

イ、「自動車重量税」については、暫定税率分を含む現行税率を維持し、「自動車重量譲与税」として、市町村に対し、これまで以上の配分枠を確保すること。

ウ、「自動車取得税」については、暫定税率分を含む現行税率を維持し、「自動車取得税交付金」として、市町村に対し、これまで以上の配分枠を確保すること。

エ、地方道路整備臨時交付金や国庫補助金、まちづくり交付金分等についても、市町村に対し、これまで以上の配分枠を確保すること。

また、一般財源化の制度設計にあたっては、市町村による道路整備等の自由度を最大限拡大するとともに、地方の意見に十分配慮すること。

(10) 環境税等を導入する場合は、環境施策

において市町村が果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、特に、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進するための市町村に対する新たな税財源制度を創設すること。

(11) 租税負担の公平を期する見地から非課税等特別措置については、さらに整理合理化すること。

特に、固定資産税等の非課税措置、課税標準の特例措置の整理合理化を行うこと。

また、国の租税特別措置等については、地方への支障を来すことのないよう、必要な措置を講じること。

(12) 地方公営企業等金融機構が発行する債券等の商品性を向上させ、保有者層の多様化をはかることにより、地方公共団体に対してより円滑に長期・低利の資金を供給するため、振替国債・振替地方債と同様に、非居住者等に対する利子非課税制度を創設すること。

(13) 町村条例の改正について年度末専決を行わなくてもよいよう、地方税法改正法案について、早期成立をはかること。

2、地方交付税の充実強化
 (1) 地方交付税は地方の固有財源であり、その性格を制度上明確にするため、名称を「地方共有税(地方交付税交付金)」については、地方共有税調整金に変更すること。
 (2) 地方交付税(地方共有税)は、国の一般会計を経由せず地方交付税(地方共有税)特別会計に直接繰り入れること。

(3) 地方交付税の持つ財源調整・財源保障機能を堅持するとともに、多様な町村の財政需要を的確に反映させ、安定的財政運営

に支障をきたすことのないよう、その算定方法を見直し、三位一体改革において削減された地方交付税を還元・増額すること。

(4) 基準財政需要額の算定方式の簡素化のため、人口と面積を基本とする簡素な基準が導入されたが、多くの町村は、過疎、山村、離島、豪雪等の条件不利地域であり、その人口・面積も千差万別である。このような町村の多様な財政需要を的確に反映するための工夫を重ね、個別町村の行財政運営に支障をきたすことのないよう、所要額を必ず確保すること。

(5) 地方交付税(地方共有税)制度について検討する場合は、町村の意見を十分踏まえるとともに、スケールメリットが働きにくい町村の行財政運営に支障をきたすことのないよう配慮すること。

また、町村が人口割合に比べて広い面積を有し、国土保全、地球温暖化防止等に重要な役割を果たしていることを考慮し、面積要素を加味するなど人口を中心とした配分基準を是正すること。

なお、段階補正について、縮減を行わないこと。

(6) 国の政策減税の実施に伴い地方の財源不足が生じる場合には、地方交付税(地方共有税)の法定率を引き上げること。

なお、特別加算や特別会計による借入れ、償還予定額の繰延べは行わないこと。

(7) 「頑張る地方応援プログラム」の財源については、地方交付税本来の財源保障・調整機能を損なわないよう別途確保すること。

(8) 「中期地方財政ビジョン」について、地方6団体の参画を得て作成するとともに、

策定に向けてのスケジュールを早期に提示すること。

(9) 今後の市町村分に係る留保財源率の見直しについては、町村財政の現況と課税客体に乏しく、人口の少ない町村の実情を十分考慮すること。

(10) 町村の公債費負担の状況に鑑み、対象事業の実情を考慮し、元利償還金に対する算入率を適正に見直すこと。

3、国庫補助負担金の廃止(一般財源化)
(1) 国から地方への税源移譲に対応する国の財源については、地方から既に提出済みの「国庫補助負担金等に関する改革案」を着実に実施し、国庫補助負担金を廃止(一般財源化)することや事務事業を廃止するなどにより確実に措置すること。

(2) 国庫補助負担率をカットすることなどは単なる負担転嫁にすぎないので行うべきではなく、財政面における地方の自由度を高めるために、国庫補助負担金そのものを廃止(一般財源化)すること。そのため、国庫補助負担金の総件数を半減させることを当面の目標とすること。

4、地方債の充実改善
(1) 町村が生活関連社会資本整備等を推進するため、地方債資金の所要総額を確保するとともに、町村は資金調達能力が弱いこと等を踏まえ、長期・低利の公的資金を安定的に確保すること。

(2) 過疎地域の自立促進に向けた各種施策を推進するため、過疎債の所要額を確保すること。
また、辺地債の所要額を確保すること。

(3) 高利の公的資金にかかる地方債の繰上

償還制度については、更にその対象範囲を拡大するとともに、要件の緩和をはかり、財政の健全性を確保すること。

5、第三セクター等の経営状況に鑑み、第三セクターに関する指針の趣旨を踏まえ、経営の評価検討をはじめ、運営改善のための所要の措置を講じること。

6、経済対策の実施と地方財源の確保
(1) 経済対策の実施にあたっては、地方交付税の増額や臨時的な交付金の創設などにより、必要な地方財源を確実に措置すること。

また、道路特定財源の一般財源化に際し、地方に交付する1兆円は、従来の地方道路整備臨時交付金とは別に、地方交付税として配分すること。

(2) 地方税において減税を実施する場合には、これによる減収に対し、減税補てん債の発行ではなく、地方特例交付金による確実かつ効果的な財源補てんを行うこと。

また、国税の減税による地方交付税原資の減少に対しても、臨時財政対策債の発行ではなく、一般会計による加算措置の増額等により地方交付税総額を確保すること。

3、国・地方間の財政秩序の確立

地方分権改革推進法の施行により、第二期地方分権改革が確かな第一歩を踏み出した。町村が自らの判断と責任において、行政を運営することができるようになり、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するため、国は次の事項を実現させたい。

1、国から地方への権限・税財源の更なる移譲及び国庫補助負担金の一般財源化を積

極的に推進すること。

2、国庫補助負担金の廃止に伴い、従前と同一又は類似の目的・内容を有する新たな国庫補助負担金を創設することは、厳に行わないこと。

3、国庫補助負担金等に係る地方公共団体の超過負担については、速やかに実態を把握し、完全解消すること。

また、補助対象財産の財産処分(補助目的外への転用、譲渡、取壊し等)について、承認基準にかかる地方公共団体の改善意見等を踏まえ、更なる弾力化、手続きの簡素化等必要な措置を講じること。

4、国の新規施策及び制度改正により、コンピュータシステムの開発・変更の必要がある場合、その改修費用等について明確かつ十分な財政措置を講じること。

5、町村が負担する法令に基づかない負担金(法令外負担金)が、町村財政を圧迫していることから、国が所管する関係団体の整理・統合の検討及び負担金等の削減について必要な措置を講じること。

4、情報通信技術(ＩＴ)の進展に対応した情報化施策の推進

ＩＴ新改革戦略により、いつでもどこでも、誰でもＩＴの恩恵を享受できる社会の実現に向けた各種の政策が進められている。電子行政の推進は住民の利便性やサービスの向上、行政の効率化の観点から、町村にとっても重要な課題である。

よって、国は町村の取組みに対し、次の事項を実現させたい。

1、住民基本台帳ネットワークシステムについては、市町村の事務負担の軽減、情報化の推進に資するものとなるよう適切な措置を講じること。

2、「総合行政ネットワーク」や「行政手続のオンライン化」にかかる基盤整備について、適切な措置を講じること。

3、町村の事務の効率化をはかるため国から提供される情報については電子データを活用すること。

4、住民の情報活用能力(情報リテラシー)の向上をはかるため、ＩＴ活用住民生活上対策を推進すること。

5、地上デジタル放送への完全移行に向け、国民の理解を得るための徹底した広報・啓発、難視聴地域解消のための辺地共聴施設の整備等を進めるとともに、放送事業者と連携して、電波状況等による地域間格差が生じることのないよう補助制度の充実等適切な措置を講じること。

6、地理的位置や空間に関する情報等、国土空間データ基盤の整備を高度情報通信社会の基盤と捉え、町村における地理情報システム(GIS)の整備、普及の促進に適切な措置を講じること。

5、国土政策の推進

国土政策は、国土の均衡ある発展をはかることが基本である。しかしながら、近年、様々な地域間格差が拡大している。とりわけ、多くの農山漁村を抱える町村は、人口減少と少子・高齢化が進行しており、国土の保全や地域社会の維持に苦慮している。

こつした中、相対的に立ち遅れている地域

の国土基盤の整備を急ぐとともに、全国のそれぞれの地域が特性を活かした適切な役割を、将来にわたり担っていきけるよう、地方重視の国土づくりを展開する必要がある。

また、近年頻発している各種大災害の教訓を踏まえ、災害に強い安全なまちづくり、むらづくりをはかることにも配慮すべきである。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1、国土形成計画(全国計画)の推進にあたっては、人口減少、高齢化その他条件の厳しい地域における施策展開について十分に留意すること。

また、広域地方計画を策定する際は、農山漁村地域を抱える町村の意向を十分に反映させること。

なお、遅れている生活基盤の整備を推進するとともに、森林、農地等国土資源の保全、管理が喫緊の課題となっていることを踏まえ、国民の幅広い合意を基礎とした担い手確保等のための施策を確立し、推進すること。

2、災害に強い国土づくりのためにも、長期的視点に立つて人口及び産業の地方分散を推進すること。加えて、国の行政機関、研究学園施設等については地方定住、特に若者の定住にも配慮して広く地方に分散・立地させること。

3、地域主導による個性的で魅力ある地域づくりを推進するため、権限移譲を進めるとともに、地域づくりに資する情報の提供等、適切な措置を講じること。

4、農山漁村地域を活力にあふれた住みやすい地域として再生するため、農山漁村活

性化対策並びに農林漁業振興対策等、各般の施策を総合的、計画的に推進すること。

また、人口の減少と高齢化の加速等により放置されている山村の森林、中山間部農地等については、国土管理に配慮した適切な措置を講じること。

5、高規格幹線道路及び空港、新幹線等の高速交通網の整備を推進すること。

特に、航空輸送の果たす役割の飛躍的な増大に鑑み、地方空港の整備を積極的に推進すること。

また、整備新幹線については、国土の均衡ある発展をはかり、豊かさを実感できる国民生活を実現するために不可欠なプロジェクトであるので、早期着工、早期完成を目指して推進すること。

6、情報格差の是正、住民サービス向上のため総合的、計画的な地域情報化を推進すること。

特に、光ファイバー網、移动通信、CATV等の情報通信基盤の整備を通信事業者と連携して推進する等適切な措置を講じること。

また、地上デジタル放送への完全移行に向け、国民の理解を得るための徹底した広報・啓発、難視聴地域解消のための辺地共聴施設の整備等を進めるとともに、放送事業者と連携して、電波状況等による地域間格差が生じることのないよう補助制度の充実等適切な措置を講じること。

7、次期「社会資本整備重点計画」に定める目標を達成するため、港湾整備及び海岸整備を着実に推進すること。

6、環境保全対策の推進

循環型社会への取り組みや有害物質処理、さらには地球環境問題など、廃棄物の処理は地域の住民にとっても重大な問題となっている。

また、京都議定書の第一約束期間が始まるなど、国際的にも地球温暖化防止にかかるとも、温室効果ガスの削減のための効果的な取り組みが求められている。

このようなか、町村が総合的かつ計画的な廃棄物処理対策及び環境保全対策を展開できるように、国においては、次の事項を実現されたい。

1、廃棄物処理対策の改善強化

(1) 廃棄物処理施設の整備を計画的に推進するため、適切な措置を講じること。

また、ダイオキシン等の有害物質対策及びRDF施設の安全対策を推進すること。

(2) 有毒な新素材の使用を禁止し、一般廃棄物、建設廃材、処理困難廃棄物及び産業廃棄物等の処理については、製造、販売業者及び処理業者等の法的責任の強化と監視体制を確立すること。

(3) 廃棄物処理施設の解体に対しては、適切な財政支援措置を講じること。

(4) 廃棄物処理施設等の周辺地域における環境影響等の実態調査を推進するとともに、環境整備対策を検討すること。

(5) 外国等からの漂流・漂着ゴミの処理について、現在補助制度の対象となっていない海岸の区域も補助対象とするともに漂着量の採択要件の緩和をはかること等によ

り、多大の財政負担等を強いられている町村に対して適切な措置を講じること。

2、健全な循環型社会の構築

(1) 第2次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、リデュース(発生抑制)、リユース(再利用)、リサイクル(再利用)の3Rに重点を置いた循環型社会の形成を推進すること。

(2) 「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)の見直し及び運用については、次の事項について留意すること。

不法投棄の防止と適正処理・リサイクルの一層の促進をはかるため、5年後見直しの際にリサイクルに要する費用を製品購入時に支払う「前払い方式」に改めることについて、直ちに検討を開始すること。

拡大生産者責任の考え方に基づき、不法投棄物の回収は、製造業者等の責任で行うこととし、町村が不法投棄物を回収した場合は、その回収費用及びリサイクル費用を製造業者等の負担とするなど、町村の新たな負担とならないよう万全の措置を講じること。

なお、製造業者からの要請により(財)家電製品協会が実施する不法投棄対策にかかる助成制度は、町村の財政負担の現状から十分なものとはなっていない。このため、同制度の運営にあたっては、町村の実状を十分踏まえるとともに、助成のための財政基盤の確立が極めて重要であることに鑑み、製造業者の責任に委ねるのみでなく、国においても助成制度の充実に強力に取り組むこと。

資源の有効活用及び有害物質への適

切な対応をはかる観点から、液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機を対象品目に追加するとともに、市町村において処理困難な他の機械器具についても随時対象品目に追加すること。

製造業者等が設置する指定引取場所の増設及びA・Bグループの更なる共有化を早急に行うこと。

不法投棄者に対し、罰則規定の強化など厳しく対応すること。

(3) 持続的な容器包装リサイクル制度の確立のため、循環型社会づくりの基本理念である拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化をはかるとともに、分別収集・選別保管に係る町村と事業者の費用負担及び役割分担について、更に適切な見直しを行うこと。

また、リターナブルびんの普及等、リユースを優先させる仕組みを構築すること。

(4) 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(自動車リサイクル法)の運用にあたっては、不法投棄車の回収費用などについて、町村の財政負担とならないよう、万全の措置を講じること。

(5) 国・製造業者の責任を強化して不法投棄対策に万全を期するとともに、製造業者が製品のリサイクル性の向上や廃棄物の量の削減に取り組むよう強力に指導すること。

(6) 低コストのリサイクル技術の開発、リサイクル製品の流通体制の確立と需要の拡大等総合的な廃棄物再生利用対策を強力に推進すること。

3、地球温暖化対策の推進

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき町村が策定する「実行計画」に基づく温室効果ガスの削減目標を確実に達成できよう、積極的な支援体制を構築すること。

4、アスベスト問題に係る対策の強化

隙間のない健康被害者の救済、今後の被害を未然に防止するための対応、国民の有する不安への対応について定めた「アスベスト問題に係る総合対策」を徹底し、国民の安全と安心を確保するために万全の措置を講じること。

5、環境教育の推進

環境を保全し、持続可能な社会を構築するため、場や機会の拡大、人材の育成等により、学校、職場、地域社会等における環境教育を推進すること。

7、地域活性化対策の推進

地域間格差が拡大している現状を踏まえ、国土の均衡ある発展をはかる見地から、財政基盤の弱い町村を重点的に活性化し、地域の再生、少子・高齢社会への対応をはじめ、若者も定住する豊かで住みよい地域社会を構築する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1、町村が個性と活力ある地域社会の構築に向け、少子・高齢化への対応、地域資源の活用促進等、当面する政策課題に重点的に取り組めるよう、「地方再生戦略」の基本理念及び地方再生5原則に基づき、地方の課題に応じた地域活性化施策を総合的に推進すること。

2、関係各省の様々な地域活性化施策につ

いても、町村が積極的に地域活性化に取り組めるよう、横断的施策による一体的な支援を行うこと。

また、産学官が連携して地域活性化に取り組めるよう、適切な支援措置を講じること。

3、地域づくりと住民生活充実のため、文化、スポーツ施設の整備及び有効活用を促進するとともに、住民参加の促進対策等を強力に支援すること。

4、農山漁村地域が果たしている公益的役割に鑑み、後継者の育成及び雇用を確保するため、農山漁村地域活性化対策を推進すること。

また、地域材の利用を促進するため、森林・林業振興対策を推進すること。

5、地域経済活性化対策を推進するとともに、適切な措置を講じること。

また、地域の自主性を尊重しつつ、地域雇用対策を推進すること。

6、国際化に対応した地域づくりのため、町村が実施している国際交流・協力事業及び在日外国人に関する支援策等について適切な措置を講じること。

7、人口が急増する町村は、小・中学校等の教育施設、公共下水道、廃棄物処理施設等の生活環境施設などを緊急に整備する必要があるため、地域の実態に即した適切な措置を講じること。

8、地域保健医療対策の推進

急速な高齢化の進展、慢性疾患の増加等による疾病構造の変化、保健サービスに対する地域住民のニーズの高度化や多様化等

に対処するため、総合的な地域保健医療対策を推進することが必要である。

よって、国は次の事項を実現されたい。

(1) 地域保健の充実

(2) 保健師、助産師、栄養士等の養成、確保をはかること。

(1) 医師等の確保について

産婦人科医・小児科医をはじめ、地域医療の中心をなす内科医等、地方の医師不足が深刻化しているため、緊急医師確保対策を強力に推進するとともに、「安心と希望の医療確保ビジョン」に基づいて、将来を見据えた医師確保対策をはかること。

地域医療を担う医師の養成と地域への定着を促進するため、臨床研修終了後一定期間過疎地域等へ勤務することを義務付けるなど、具体的な方策を講じること。

看護職員の養成をはかるとともに、地域偏在に対する改善策を早急に講じること。

(2) 自治体病院に対する支援について

自治体病院の安定的運営のため、医師標

(3) へき地医療の充実・確保について

第10次へき地保健医療計画の実施にあ

3、救急医療体制の体系的な整備を推進すること。

9、少子化社会対策の推進

我が国においては急速に少子化が進展しており、合計特殊出生率が低迷を続け、少子化傾向はきわめて深刻さを増している。

人口減少社会の到来は、社会的影響として少子化による世帯規模の縮小や地域社会の活力の低下衰退、経済的影響として生産年齢人口や労働力人口の減少、消費支出の減少を通じて、経済成長にマイナスの影響を与え、さらに社会保障負担に対する現役世代の負担の増大が懸念される。

よって、国は、子育ての価値、魅力について、国民全体の認識を高める啓発活動を積極的に行うなど、「子ども子育て応援プラン」、新しい少子化対策について、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に沿って、次の事項を総合的に推進すること。

- 1、多様かつ柔軟な保育サービスなどを着実に推進するため、適切な措置を講じること。
- 2、放課後子どもプランを着実に推進するため、適切な措置を講じること。
- 3、乳幼児医療費助成事業等の全国統一的な制度化をはかるとともに、ひとり親家庭の医療費に対する助成、妊婦健診の充実などについて適切な措置を講じること。
- 4、働き方の見直し等、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現をはかること。
- 5、男女共同参画社会づくりを推進すること。

と。

6、若者の就労支援等の自立促進をはかること。

7、地方自治体の少子化対策への支援も含め、少子化社会対策大綱の見直しを進めること。

10、障害者保健福祉施策の推進

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、福祉施策を推進し、安心して暮らすことができる地域社会の実現を図る必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

- 1、障害者自立支援法の見直しについて
- (1) 障害者福祉サービス費用の額の改定にあたっては、町村の意見を十分に踏まえ適切に設定すること。
- (2) 障害程度区分認定の一次判定については、各障害の特性を反映した調査項目と判定基準となるよう適切に見直すこと。
- (3) 全ての支給決定者をサービス利用計画費の対象とすること。
- (4) 地域生活支援事業については、地域間格差が生じることのないよう適切な措置を講じること。
- (5) 制度を簡素化するとともに、町村事務の軽減をはかること。

- 2、「重点施策実施5か年計画」を着実に推進すること。
- 3、障害者の社会参加を推進すること。
- 4、重度障害者の医療費に係る助成措置の拡充をはかること。

11、老人保健福祉対策の推進及び介護保険制度の円滑な実施

介護保険制度は国民の間に定着しつつある一方で、利用者が増加の一途を辿り、これに伴い給付費もまた急速に増大している状況にある。

超高齢社会を迎えるなか、利用者が安心してサービスを受けられるよう制度の更なる充実を図る必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

- 1、保険者について
- 市町村が保険者となっているが、市町村が希望する場合には公平、公正かつ、効果的な制度運営のため、都道府県単位の広域連合組織等での運営を推進すること。
- 2、保険料について
- (1) 保険者の責に帰さない事由により高額な保険料となる場合には、実態に即した適切な措置を講じること。
- (2) 介護保険料の上乗せ賦課に伴う、国民健康保険料（税）の収納率低下により生じる歳入欠陥については、適切な措置を講じること。
- 3、財政調整について
- (1) 国の負担（居宅給付費の25%、施設等給付費の20%）のうち5%が調整財源とされているが、調整財源については外枠とするとともに、算定基準に介護保険施設の病床数を加味すること。
- (2) 財政安定化基金にかかる財源は国及び都道府県において負担すること。
- 4、要介護認定について
- (1) 公平、公正かつ迅速な認定を確実なものとするため、都道府県の責任において審査基準や不服に対する統一見解の提示及び連絡調整を行う本部並びに生活圏域を単位として審査判定を行う支部を設置すること。
- (2) 認定審査会については地域の実情に応じた審査体制の整備をはかること。
- 5、介護報酬等について
- (1) 次期介護報酬の改定にあたっては、保険料に及ぼす影響に留意しつつ、町村の意見を十分に踏まえ適切に設定すること。
- (2) 訪問介護の給付については、身体介護と生活援助の二類型設定となっているが、これを一本化するなど、実態に即した見直しをはかること。
- (3) いわゆる「介護タクシー」の取り扱いについては原則制度外とすること。
- (4) 介護保険施設の住居費等の徴収については低所得者に十分配慮すること。
- (5) 福祉用具の貸与については、品目の選定・利用に関する適切な情報提供を行うとともに、利用者が希望する場合は購入可能とすること。
- 6、家族介護に対する評価について
- (1) 町村においては家族介護に依存する度合いが高いという現状に鑑み、現金給付の制度化を含め支援策を充実すること。
- (2) 同居家族に対する訪問介護に係る基準について、時間規制の2分の1要件は削除すること。
- 7、サービス提供事業者等について
- (1) 市町村において行う苦情処理事務については、円滑に処理できるよう支援体制を強化するとともに、適切な措置を講じること。

(2) 市町村特別給付については法律、政省令等によって関与しないこと。

8、介護基盤の整備について

(1) 市町村介護保険事業計画に基づき介護サービスが適切に提供できるよう、介護基盤整備については人材の育成・確保等にかかる支援策を含め適切な措置を講じること。

(2) 介護療養型医療施設の廃止に伴う介護療養型老人保健施設等への転換については現場に混乱が生じることの無いよう地域の実情に十分に配慮した必要な措置を講じること。

(3) 介護保険施設については、町村が必要とする事業に対する地方債及び地方交付税による万全の措置を講じること。

(4) 身体障害者更正施設等入所者で障害者施策の住所地特例が適用されている者が引き続き介護保険施設に入所する場合は、当該施設に措置した市町村が保険者となる住所地特例を適用すること。

9、その他

(1) 介護保険制度に関する国民の理解と協力を得るため、的確な広報を十分に行うこと。

(2) 高齢者がその実態に心じ、就業の機会を確保できるよう雇用対策を充実すること。

また、知識と経験を活かせる適当な仕事に従事し、教育、経済等社会活動に積極的に参加できる機会を確保するための対策を充実すること。

(3) 認知症の高齢者に対する総合的対策を推進すること。

(4) 三世同居を推進する施策を講じること。

12、医療保険制度の一本化の実現等

市町村保険者は国民健康保険事業の健全な運営のため、日夜懸命の努力を傾注しているところである。

市町村国保は他制度に比べ高齢化率が高く、無職世帯も5割を超え、加入者の所得額に対する保険料(税)負担も著しく高額となっており、これ以上の保険料(税)の引き上げ及び一般会計からの繰り入れについては、もはや限界に達するなど、制度の維持運営に支障を来している。

よって国は次の事項を実現されたい。
1、国民皆保険制度を堅持するため、各医療保険間における保険料負担の格差・不平等の解消をはかり、都道府県単位を軸とした保険者の再編・統合をさらに推進し、最終的には国保と被用者保険を一本化すること。

2、高額医療費共同事業や保険財政共同安定化事業など国民健康保険制度の財政基盤の強化策を継続して推進すること。

3、平成20年4月に施行された後期高齢者医療制度については、被保険者への相談体制の拡充や十分な周知広報を行うとともに、町村及び制度運営の主体である広域連合等の保険者に混乱が生じることのないよう万全の措置を講じること。

また、制度運営に必要な条件整備に万全を期すこと。

4、合理的な医療費に関する方策
(1) 療養病床の再編にあたっては、現場に

混乱が生じることの無いよう地域の実情に十分に配慮した必要な経過措置を設けること。

(2) 高齢者を中心として、長期療養者や慢性疾患に対する合理的な診療報酬包括支払方式を導入すること。

(3) かかりつけ医機能の強化促進により、不必要な重複受診を避けること。

(4) レセプト審査を適正化するとともに、レセプト及びカルテの電子化を推進すること。

(5) 難病等の特殊な疾病については国の負担とすること。

(6) 低所得者対策については制度外で実施するなど十分に配慮すること。

(7) 生活習慣病対策を推進するとともに、市町村保健事業を支援すること。

(8) 乳幼児及び重度障害者等への医療費助成制度(地方単独事業)に対する国民健康保険療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額算定措置を廃止すること。

13、教育施策等の推進

21世紀を切り拓く心豊かでたくましい子どもを育成を目指すため、それぞれの多様な個性や特性を尊重し、生かし、育てる教育環境を整備する必要があるとともに、人々が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、あらゆる場所において学習できる環境を整え、社会全体の活性化をはかつていくことが重要である。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1、義務教育の充実改善
(1) 教育行政は自治事務であり、地域の実

情に応じ、創意・工夫をこらしながら、地域のニーズに即した教育を行うため権限及び財源を地方に移譲すること。

(2) 教育委員会については、それぞれの地域の実情に応じて任意に設置することができるよう必要規制を緩和すること。

(3) 学校生活におけるいじめや非行等の問題行動が多発している現状に鑑み、生徒指導の充実強化及び児童・生徒の豊かな心の育成を推進すること。

(4) 普通学級に在席する、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥・多動性障害)など障害をもつ児童・生徒に対する教職員等の配置を含む特別支援教育の充実をはかること。

2、義務教育施設等の整備等
(1) 義務教育施設等の耐震補強事業等について、地域の実情に即して補助単価を見直すこと。また、地震防災対策特別措置法に基づく財政措置を延長するとともに対象の拡充をはかること。

(2) 統廃合及び改築(移転改築を含む)に伴う既存施設の解体については、町村にとつて過重な負担となつている現状に鑑み、地域の実情に配慮した適切な措置を講じること。

3、青少年の健全育成対策
(1) 青少年の社会への参画、青少年の意欲を高める体験活動等を推進すること。

(2) 最近の青少年による凶悪事件の頻発に鑑み、専門的見地からの原因究明をはじめ、その防止対策を総合的に推進すること。

4、生涯学習等の振興
生涯学習の振興方策及び地域教育力の再

推進すること。

生事業を推進すること。

5、その他

(1) 文化財保護行政は、当該自治体の負担が過重になっていることに鑑み、史跡等整備事業など文化財保護に対する適切な措置を講じること。

(2) 小・中学校等にかかる現行の放送受信料免除措置を継続すること。

14、農業・農村対策の推進

我が国の農業・農村は、経済のグローバル化の中で、過疎化・高齢化の進展、担い手の減少、耕作放棄地の増加、生産資材の高騰など危機的な状況に陥っている。

また、国内外におけるBSE（牛海綿状脳症）や鳥インフルエンザ等の発生、食品の虚偽表示、中国産食品による健康被害、事故米の不正流通など、依然として食の安全・安心を脅かす事態が生じており、食に対する国民の信頼は著しく低下している。

一方、最近の世界の食料事情は、途上国の需要増大やバイオエタノール向け需要等により穀物や大豆等の国際価格が高騰するなど大きく変化している。

このような状況を踏まえ、抜本的な緊急対策を講じるとともに食料・農業・農村基本法に基づき策定された「食料・農業・農村基本計画」の見直しを行い、食の安全・安心の確保と食料自給率の向上をはかり、我が国農業・農村の活力を高め、その再生を早急にはかる必要がある。

よって、国は、次の事項を実現されたい。
1、食の安全・安心の確保と「食料・農業・農村基本計画」の見直し

(1) 食の安全・安心の確保

ア、消費者保護を第一に、食に対する安全と安心を確保するため、「食品安全基本法」及び関連する法制度に基づき、食品安全行政を厳格かつ強力に推進すること。

イ、食卓へ生産情報を届けるトレーサビリティシステム（生産加工履歴情報を把握できる仕組み）を、輸入食品を含め多くの食品に導入するとともに、その円滑な推進と適正な実施のための体制を整備すること。

また、輸入食品に対する検査・検疫体制を抜本的に強化するとともに、輸入が再開された米国産牛肉についても、引き続き安全性の確保に万全を期すこと。

ウ、食品表示については、消費者の適正な商品選択、安全性への関心の高まり等に資するため、加工食品の原料原産地表示品の拡大など引き続きより一層の充実をはかり、わかりやすく信頼される表示制度を確立するとともに、不正を見逃さない監視体制の整備をはかること。

エ、消費者安全法の制定に伴い町村が担う苦情相談や情報提供等の役割を踏まえ、その体制整備のために必要な支援措置を講じること。

(2) 食料・農業・農村基本計画の見直し
食料・農業・農村基本計画の見直しにあたっては、低水準にある食料自給率の向上に積極的に取り組むとともに、食の安全・安心の確保を基本として、我が国の国土・環境、国民生活に大きく係わる農業・農村の再生に向けて確固とした政策を確立すること。

2、国内農業生産体制の強化と国産米の消費拡大

費拡大

(1) 新たな米政策の円滑な実施

昨年産から導入された農業者・農業者団体による主体的な需給調整システムが円滑に実施されるよう生産目標数量の県間調整など引き続き必要な環境を整備するとともに、米価の下落に歯止めをかけ、安定をはかること。

(2) 農業生産の総合的な振興
耕種と畜産の連携強化等による農業生産の総合的な振興をはかるとともに、野菜等の価格安定制度の充実、生産省力機械の開発普及、生産資材費の軽減対策を推進すること。

また、原油や関連資材の価格高騰に対応して、影響緩和のための補てん措置や省エネ技術の開発普及、金融税制措置など必要な対策を講じること。

(3) 飼料・畜産対策の推進

ア、国際的な穀物価格の上昇に対応し、配合飼料価格の安定と飼料米の普及など国産飼料の生産拡大をはかり、畜産経営の安定をはかること。

また、「家畜排せつ物法」の完全履行をはかるため、処理施設の整備、堆肥の広域流通など畜産環境対策の一層の推進をはかること。

イ、BSE（牛海綿状脳症）及び鳥インフルエンザについては、その発生原因を早急に究明し、再発防止のための万全の対策を講じるとともに、関連諸対策を引き続き強力に推進すること。

なお、鳥インフルエンザの発生により関連事業者が被る損害についても補填制度を

創設すること。

また、口蹄疫等畜産にかかる海外伝染病の国内侵入・まん延防止対策等の防疫対策の一層の強化をはかること。

(4) 国産農産物の消費拡大と食育等の推進
ア、食料自給率の向上をはかるため、米を中心とした日本型食生活の再構築をはかるとともに、国産農産物の消費拡大に向けて学校など公共施設における利用促進や産地消の推進に対する支援を強化すること。

特に米については、米パンなど米粉製品の普及や学校給食における米飯給食の目標回数の引き上げなど消費拡大策を強化すること。

イ、健全な食生活の実現により心身の健康と豊かな人間形成をはかるため策定された食育推進基本計画に基づき、国民の食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること。

(5) 国内農産物の輸出推進
国内農産物の需要の拡大をはかるため、輸出促進に向けた環境を整備するとともに支援対策を強化すること。

3、WTO農業交渉への対応
WTO農業交渉については、今後とも、各国の多様な農業の共存を基本とし、農業の多面的機能への配慮や食料安全保障の確保などを内容とする「日本提案」の実現に向け、粘り強い交渉を強力に展開するとともに、上限関税の導入を阻止し、重要品目の数を十分に確保すること。

また、各国と個別に行われるEPA（経済連携協定）・FTA（自由貿易協定）交

涉においても、こうした基本的な考え方のもとに我が国農業・農村の実情に十分配慮しつつ取り組むこと。

特に、日豪EPA交渉にあたっては、米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などのわが国農業の重要品目について、関税撤廃の対象から除外するなど適切に対応すること。

4、地域農業の体質強化

(1) 農家直接所得保障政策の確立
昨年産から実施されている水田(・畑作)経営所得安定対策は、特定品目に限られていることから、対象を主要な農産物に拡大し、専門的な農家の再生産が可能で生活し得るに足る所得を保障する政策を確立すること。

(2) 地域農業の担い手の育成・確保と経営構造対策の推進
新規就農者を広く内外から確保するため、新規就農者や企業の農業参入に対する支援対策を強化するとともに、子どもの時から農業に親しめる環境や就農情報の提供体制を整備すること。

また、地域農業の中核的な担い手となる認定農業者等への支援対策の強化や認定農業者の認定基準の拡充をはかるなど総合的な対策を講じるとともに、地域における加工、流通等を含めた高付加価値農業への取り組みを一層支援するための経営構造対策を推進すること。

(3) 耕作放棄対策の強化
耕作放棄地等の増加傾向に対処し、国土の保全管理を推進するため、不在地主の農地や管理放棄された農地等に対する適正管理のための対策を強化すること。

また、町村が農林業公社等を組織し、耕作放棄地や荒廃森林を利用して農林業を行い管理しうる体制を整備し、支援すること。

(4) 優良農地の確保と有効利用
優良農地の確保と有効利用を積極的に推進するとともに、地域の実態に応じた土地利用をはかるため、土地利用の計画策定及び諸規制に係る権限については町村長に移譲すること。

(5) 農業農村整備の推進と負担金の軽減
農業農村整備事業の円滑な推進に資するため、農家や地元町村の負担を軽減するとともに、これら負担金の償還に対し、借り換えや繰り延べ等の円滑化対策を講じること。

また、農地・農業用水等の地域資源を保全するための土地改良施設の維持管理対策を強化すること。

(6) 農地・水・環境保全向上対策の推進
昨年度から本格実施されている地域の共同活動を支援する農地・水・環境保全向上対策については、地域の多様な実情を踏まえ、弾力的な運用に努めるとともに、適切な財政措置を講じること。

(7) 野生鳥獣害対策の推進
野生鳥獣害対策については、新たに制定された「鳥獣被害防止特措法」に基づき、町村が対策に主体的に取り組むことができるよう引き続き必要な財政措置を講じること。

(8) 農業関係団体の見直し
最近の地域農業構造の変化や食料、農業、農村に関する諸制度の見直しを踏ま

え、農業委員会の必置規制の緩和など関係団体・組織のあり方を見直すとともに、地域の実情に応じた弾力的な組織運営を可能とすること。

(9) 流通・加工対策の推進
地域の農産物の高付加価値化、販路の拡大をはかるため、加工・貯蔵・流通技術等の開発を促進するなど、その条件整備をはかること。

5、農山村地域活性化対策の拡充と生活文化環境等の整備

(1) 農山村地域振興対策の総合的推進
地域の就業・所得機会の拡大をはかり、若者の定住をはかるため、農林業をはじめ地域資源を生かした多様な産業の振興を総合的に推進すること。

また、都市と比べて立ち遅れている農山村の道路、集落排水施設、情報関連施設等生活文化環境の整備を促進すること。

(2) 中山間地域等直接支払制度の推進
中山間地域等直接支払制度については、引き続き必要な財政措置を講じるとともに、平成22年度以降の拡充延長に向けて、対象地域の見直しや事務負担の軽減など町村の意向を十分に把握し検討を進めること。

(3) 農山漁村と都市との共生・対流の推進
農山漁村地域の活性化や都市と農山漁村の共生・対流をはかるため、農山漁村情報の都市側への提供体制を強化するとともに、農山漁村での受け入れに係る旅館業法等の諸規制について地域の実態に即して弾力的な運用を可能とすること。

また、今年度からスタートした「子ども

農山漁村交流プロジェクト」については5年後に小学生120万人の参加という目標に向けて、着実に体制を整備すること。

(4) 農商連携の促進
農林水産業と商業・工業が連携し、地域の振興をはかるため、新たに制定された「農商連携法」について、その周知をはかるとともに必要な支援措置を講じること。

(5) 地方財政措置の充実
農山漁村地域の活性化と多面的機能の発揮をはかるため、「農山漁村地域活性化対策」及び「国土保全対策」について適切な措置を講じること。

6、農業技術の開発の推進
生産性の向上や経営体質の強化等をはかるため、地域の特性に応じた農業に関する研究及び普及並びに消費者ニーズに応じた新しい食品の加工及び開発に関する研究を推進すること。

特に、遺伝子組み替え技術を活用して生産した農畜産物については、環境への影響や安全性の確保に十分配慮すること。

15、森林・林業対策の推進

我が国の森林・林業を取り巻く環境は、国産材利用の回復の兆しがあるものの、木材価格の低迷、林業従事者の減少等依然として厳しい情勢にあり、山村では過疎化・高齢化が進行している。

町村は地域森林の維持管理において、大きな役割を担っているが、国土保全、水源かん養等年間70兆円を超える森林の多面的・公益的機能の発揮や地球温暖化防止に向けた京都議定書目標達成のためには、

新たな「森林・林業基本計画」に基づき森林の整備、国産材の利用拡大、山村の活性化を着実に推進する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1、「森林・林業基本計画」に即した施策の総合的推進

(1)「森林・林業基本法」に基づき新たに策定された「森林・林業基本計画」に即し、国民のニーズに応えた多様な健全な森林の整備や国産材の利用拡大を軸とした林業・木材産業の再生に向けて、森林・林業施策を総合的・計画的に推進すること。

(2) 森林の公益的機能の持続的な発揮をはかり、森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかるため、二酸化炭素排出源等を課税客体とする新たな税財源として全国森林環境税の創設や環境税等の導入をはかるなど、国民的支援の仕組みを構築すること。

2、林産物の特性に配慮した貿易ルールの確立

林産物に関するWTO交渉や各国とのEPA・FTA交渉等においては、地球環境の維持、森林資源の持続的利用の観点にたつて、輸出国、輸入国双方の林業・木材産業の健全な発展に資する貿易制度の確立、違法伐採を抑制するルールづくりにより努めるとともに、関税の引き下げ等により国内林業の採算性がこれ以上悪化することのないよう配慮すること。

3、森林管理対策の充実強化と森林基盤整備の推進

(1) 京都議定書の目標を達成し、美しい森林づくりを推進するため、森林所有者や地負担の大幅な軽減をはかり、間伐等の森

林整備の遅れを解消するとともに、広葉樹林化、長伐期化、複層林化等により、多様な森林への誘導をはかること。

(2) 切り捨て間伐による林地残材の大量発生を防止し、間伐材の有効利用をはかるため、作業路網の整備や高性能林業機械の導入を促進するとともに、間伐材の収集・搬出に対する支援策を強化すること。また、間伐材の販路や用途の拡大に向けた対策を強化すること。

(3) 違法に伐採された木材は使用しないという基本的な考え方のもとに、その輸入に対する監視体制を強化するとともに、その使用に対し厳格な対応を求めること。

(4) シカ、イノシシ、サル、クマ等の野生鳥獣による林業被害が広域化・深刻化しているため、新たに制定された「鳥獣被害防止特措法」に基づき町村が対策に主体的に取り組むことができるよう、引き続き必要な財政措置を講じるとともに、広葉樹林の植栽や里山の整備等野生鳥獣の生息環境や人との棲み分けに配慮した森林づくりを推進するなど抜本的な対策を講じること。

また、松くい虫やカシノナガキイムシ等の森林病害虫被害の拡散・増加を防ぐため、未発生地域に対する予防対策の強化とともに、被害状況に応じた防除事業量の確保や、より効果的な駆除技術の開発、樹種転換、被害木の利用等を促進すること。

(5) 相続に伴う森林保有の細分化、所有者の高齢化や不在村化による境界の不明確化、木材価格の低迷による採算性の悪化等から放置森林が増大しているため、森林経営の集約化や公的管理のための対策を強化

すること。

特に、森林整備に関心の薄い不在村所有者に対する働きかけや伐採跡地の再植林対策を強化するとともに、境界確定に向けて地籍調査の促進など抜本的な対策を早急に講じること。

また、林業経営の円滑な承継をはかるため、山林に係る相続税負担を軽減するとともに、公益性の高い森林の公有林化にあたっては、譲渡所得税の減免措置を講じること。

(6) 森林の有する多面的機能の発揮をはかるための地域活動を支援する森林整備地域活動支援交付金制度については、事務の簡素化や地域の実情に即した弾力的な運用に努めるとともに、引き続き適切な財政措置を講じること。

(7) 保安林の指定・解除にかかる権限については、地域の実情に精通している町村に移譲するよう措置すること。

(8) 森林の健全性の確保に必要な間伐等の推進や、山村の生活環境の整備、さらには山地災害の防止や水源地域の森林整備等をはかるため、次期「森林整備保全事業計画」の策定にあたっては、放置森林や不在村地主の増大を踏まえ、効果的な事業の実施に配慮するとともに、必要な事業量を確保すること。

また、里山等の竹林化を防止するため、侵入竹の駆除対策や簡易で効果的な駆除方法を早急に確立するとともに、竹材の用途開発や利用を拡大すること。

(9) 林道等の新設・改良を推進するとともに、用地費については一般道路に準じた扱

いとすること。

また、森林管理道を補完する作業路の開設や災害時の復旧については、森林管理道に準じた扱いとするとともに、開設や維持に係る森林所有者の負担を軽減するための措置を拡充すること。

(10) 国民参加の森林や緑を守る運動を推進するため、緑化推進事業、ボランティア活動に対する適切な措置を講じること。

(11) 廃棄物の不法投棄による森林環境の悪化を防止するため、町村が行う森林保全活動に対し適切な措置を講じること。

4、担い手の育成と経営改善

(1) 林業労働力の確保・育成をはかるため、新規就業者を雇用する認定事業者への支援措置の拡充や林業事業者による通年雇用の確保、社会保険への加入、研修等への支援を充実すること。

また、新規就業者の確保をはかるため、緑の雇用担い手対策事業を引き続き強力に推進するとともに、住宅確保対策等必要な措置を講じること。

(2) 競争力のある木材産地を形成するため、森林施業プランナーの育成等を通じた森林施業や経営の集約化、木材の加工流通体制の整備を推進すること。

(3) 農林漁業金融公庫資金及び木材産業等高度化推進資金の貸付枠の確保、貸付条件の改善を行うこと。

5、国産材の効率的供給と需要の拡大

(1) 木材産業の体質強化をはかるため、木材の拠点的加工・流通施設等を整備するとともに、伐採から加工・流通までのトータルコストの縮減をはかるため、新生産シス

テムの導入など流域一体となった木材の効率的な供給体制を推進すること。

(2) 国産材素材価格の安定をはかるための対策を講じるとともに、需要拡大と品質の向上をはかるため、木材の乾燥の促進等に対する支援や集材材等の高次加工技術の研究開発を強化すること。

また、国産材を利用した場合の優遇措置や木材利用に関する規制緩和、情報提供、PR活動により、国内需要の拡大をはかるほか、輸出促進に向けた環境の整備をはかること。

(3) 公共建物、公共土木事業、住宅建設における国産材の利用促進をはかるとともに、間伐材の紙製品への利用促進に向けた取り組みを強化すること。

また、間伐材や林地残材等の木質バイオマスエネルギーとしての活用をはかるため、木質ペレットの利用促進、 Etaノール化、ガス化等の技術開発及び施設整備に対する支援を強化すること。

6、森林・林業行政に係る地方財政措置の充実

(1) 担い手対策、公有林化、上下流連携による森林整備、地域材の利用を一層促進するため、「森林・林業振興対策」、「農山漁村地域活性化対策」及び「国土保全対策」について、適切な措置を講じること。

(2) 町村における森林・林業行政の充実をはかるとともに、森林整備促進の実効性を高めるため、地方交付税における基準財政需要額に森林面積を測定単位として算入する「森林・林業行政費」を新設するなど所要の財政措置を講じること。

また、「林道延長」を林野水産行政費の補正要素に加えること。

16、水産業対策の充実

我が国の水産業は国民の健康で豊かな食生活の一翼を担っており、また、漁村は水産業の健全な発展のための基盤たる役割を担っている。

しかし、水産業及び漁村をめぐる環境は、水産資源の枯渇や漁業生産の担い手の減少・高齢化、輸入の増大等による水産物価格の低迷、さらには漁船用燃油価格の高騰等極めて厳しい状況にある。

このような状況に的確に対処し、水産業の一層の振興と活力ある漁村の形成をはかるためには、新たな「水産基本計画」に基づく具体的施策の早期実施等水産業対策をさらに充実させる必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。
1、新たな「水産基本計画」に基づく具体的施策の推進

水産物の安全と安定供給を確保し、併せて水産業の健全な発展と漁村の振興をはかるため、「水産基本法」に基づき新たに策定された「水産基本計画」及び「水産基本計画工程表」を踏まえ、経営安定対策や資源回復対策など、具体的な施策の速やかな推進をはかること。

2、水産物の安全・安心の確保と供給体制の整備

(1) 水産物の食品としての安全と安心を確保するため、衛生管理体制を強化するとともに、消費者の適切な消費行動に資するため、生産履歴や原産地表示など適正な情報

提供に関する対策を強化すること。

特に、近年、輸入水産物を原料とする加工食品が増えていることから、「加工食品の原料原産地表示」の対象品目を拡大し、適正な表示が行なわれるよう措置すること。

(2) 魚食の普及に努めるとともに、地域水産物の特色を活かしたブランド化推進のための対策を強化すること。

(3) 産地市場の統合・機能強化や、生産者と販売者の直接取引の推進等により、生産者の販売力の強化と水産物流通の合理化・情報化を一層推進するとともに、水産加工地域の再生と水産加工業の体質強化を推進すること。

(4) 水産物の需給と価格の安定化をはかるため、漁獲物の調整保管や産地販売力の強化のための対策を拡充すること。

また、世界的な水産物需要の高まりに対応し、水産物の輸出促進に向けた環境整備をはかること。

3、適切な資源管理に資する貿易ルールの確立

水産物に関するWTO交渉及び各国とのEPA・FTA交渉等においては、各国がそれぞれ自国の水産資源を適切に管理することを促進する貿易ルールの確立を目指すとともに、我が国の水産業の安定と発展に支障が生じることのないよう、関税の引き下げ、非関税措置の撤廃が行われることのないよう努めること。

特に、のり養殖業など国内水産業の経営維持の必要から設けられている輸入割当制度(IQ制度)については、その堅持をはかること。

4、漁業経営対策の強化と漁業就業者の確保・育成

(1) 漁業経営の安定をはかるため、特に漁船漁業の構造改革を進めるとともに、収入の変動による影響を緩和するため新たに導入された「漁業経営安定対策」については、漁業者への周知及び実態に即した加入要件の改善等をはかること。

また、漁船用燃油価格等の高騰は、漁業経営に深刻な影響を与えているので、影響を軽減するための補てん措置や金融税制対策、省エネルギー型漁業の確立・普及など、必要な対策を早急に講じること。

(2) 漁業経営の基盤強化を支援し、漁業就業者の確保・育成をはかるため、労働環境の改善、漁業技術や経営管理能力の向上等の諸対策を総合的に推進するとともに、外国人研修制度の拡充をはかること。

(3) 合併を行う漁協に対する支援や漁協の人材の育成等、漁協に関する施策を引き続き推進すること。

(4) 漁業共済制度が、漁業経営の安定対策として実効あるものとなるよう、制度の見直しを推進するとともに、制度の普及及び加入の促進等に努めること。

5、資源管理対策の強化と操業秩序の確立
(1) 海洋基本法に基づき、海洋に関する総合的計画として策定された「海洋基本計画」を踏まえ、我が国周辺水域の資源回復を加速し、その持続的利用をはかるため、資源回復計画の作成・普及、漁獲努力量の適正化、多元的な資源管理型漁業の推進に努めること。

近年、大量発生が繰り返され沿岸漁業に

大きな被害を及ぼしている「大型くらげ」対策を強化するとともに、トド、ナルトビ、エイ等による漁業被害の軽減対策を推進すること。

また、あわび、うに等の沿岸定着性水産動物資源に対する密漁について、罰則の強化やすべての漁船に船位報告機器の搭載を義務づけるなど、効果的な防止対策を講じること。

(2) 遊漁における資源利用の適正化及び遊漁船業に対する指導の強化に努めること。

(3) 日韓及び日中の漁業協定の発効以来特に韓国漁船による違法・無謀操業が我が国の漁船の操業及び水産資源に大きな影響を及ぼしているので、指導・取締体制を一層拡充・強化するとともに、協定水域全域における操業秩序の確立をはかること。

6、つくり育てる漁業の推進と内水面漁業の振興

(1) 栽培漁業の継続的かつ積極的な事業展開をはかるため、栽培技術の開発、指導及び関連施設の整備等に努めるとともに、漁場の造成等に合わせ種苗放流を一体的に推進すること。

また、良好な養殖漁場の確保に努めるとともに、その環境の維持・改善を推進する等、養殖業にかかる施策の充実・強化に努めること。

(2) 内水面漁業・養殖業の振興をはかるため水質の改善などに努めるとともに、全国的に発生している「コイヘルペスウイルス病」等魚類疾病対策の強化をはかること。

また、内水面漁業や生態系に悪影響を与えている外来魚やカワウ等に対する防除対

策を講じるとともに、地域特有の魚類の生態系に配慮した増殖手法を確立すること。

7、活力ある漁村づくりと水産基盤整備の計画的推進

(1) 水産業・漁村の多面的機能の維持増進と離島漁業の再生をはかるため創設された「離島漁業再生支援交付金」については、必要な予算を確保するとともに、適用地域を離島以外の条件不利地域へも拡大すること。

(2) 漁村の生活環境の総合的整備と都市との交流促進等により漁村の活性化をはかるとともに、災害に強い漁村づくりを推進すること。

(3) 新たな「漁港漁場整備長期計画」のもとに、産地機能の強化、施設の着実な維持更新をはかるとともに、魚礁の設置や藻場・干潟の保全・造成等により水産資源の回復に努めること。

(4) 海岸災害の防止対策を強化するとともに、自然環境の保全や都市との交流などに推進すること。

8、漁場・沿岸環境保全対策の推進

(1) 漁場環境及び生態系の保全をはかるため、漁業者やNPO等が地域において行う藻場・干潟の保全活動等を支援する新たな制度を早急に確立すること。

また、漁民の森づくり活動や間伐材の漁具・魚礁への利用、水質の改善に対する支援に努めるとともに、磯焼け被害に対する対策の強化をはかること。

(2) 赤潮・貝毒及び有害物質による漁業被害防止等に関する技術開発を促進し、水産

関係の環境問題全般についての対策を早急に確立すること。

(3) 海浜及び漁場の美化を総合的に推進する施策の充実をはかること。

特に、町村の海浜清掃等環境美化運動に対し積極的に支援すること。

(4) 漁具、漁網、FRP漁船など漁業系廃棄物の処理・再利用システムを確立するとともに、処理・再生体制を整備すること。

また、漁業者や町村に多大の負担を強いっている漂流・漂着ゴミ問題については、平成19年度から関係省庁において本格的に対策が講じられているが、地域の実情に即して町村が十分に活用できるよう、なお一層、制度の拡充・改善をはかること。

(5) 「有明海及び八代海を再生するための特別措置法」に基づき、引き続き当該海域の環境の保全・改善、水産資源の回復等の措置を講じること。

9、海外漁場の確保等

(1) 漁船漁業の経営を安定させるため、国際的な資源管理に貢献するとともに、海外における遠洋漁業の漁場の確保に努めること。

(2) 鯨類による魚類の捕食量が漁業生産に与える影響が看過できない状況にあるので、その影響の減少と鯨類資源の合理的利用をはかるため、捕鯨業の早期再開に向けて努力すること。

特に、地域の活性化と漁業資源の保全をはかる観点から、沿岸小型捕鯨再開の早期実現に取り組むこと。

10、試験研究と技術開発の推進

水産各分野の持続的発展をはかる上で不

可欠な試験研究・技術開発については、課題の重点化と一層の効率的な推進をはかること。

11、漁村地域に対する地方財政措置の充実
漁村は、辺地、離島、半島等条件不利地域にあり、財政基盤も脆弱な町村が多いことから、農山漁村対策にかかる地方財政措置を充実すること。

17、地域商工業振興対策の推進

農山漁村地域における農林水産業と商工業の均衡ある発展及び雇用の確保に資するため、地域産業の育成並びに企業立地の推進をはかる必要がある。

よって、国は次の事項を実現させたい。

1、地域産業の育成と工業等の導入促進
(1) 厳しい状況にある地域経済の再生をはかるため、産学官のネットワーク等による産業集積（産業クラスター）の促進と広域市町村レベルでの産業施設の集約化を推進すること。

また、「中小企業地域資源活用促進法」等に基づき、地域のもつ資源や技術を活用した新たな産業の創出や起業化等について積極的な支援を行なうこと。

(2) 「農村地域工業等導入促進法」に基づく第8次農村地域工業等導入基本方針を早急に策定するとともに、その策定にあたっては、農村地域の実情や我が国の産業構造の変化を踏まえ、対象業種の拡大をはかること。

また、同法に基づく固定資産税の課税免除に伴う減収補てん措置については、引き続き継続すること。

(3) 地域の伝統的工芸品産業の振興をはか

るため、技術の継承、意匠の開発、製作や販売の場の提供などに対し、積極的な支援を行うこと。

2、地域商工業対策の充実

(1) 地域中小小売店の振興や空洞化が深刻化している町村の中心市街地の活性化をはかるため、農商工連携の推進、商業基盤整備や空き店舗対策、イベントの開催や買い物バスの運行などに対する適切な措置を講じること。

(2) 地域商工業の支援ニーズに迅速かつ的確に対応し得るよう、商工会等による経営指導体制の強化など適切な措置を講じること。

(3) 中小企業の資金需要に円滑に対応できるように政府系中小企業金融機関については、貸付規模の確保と貸付条件の改善をはかること。

(4) 最近の原油価格や原材料の高騰及び景気後退等により資金繰りの悪化や収益の悪化が懸念される中、価格転嫁が困難な中小企業等に対する金融や税制両面からの支援を一層強化すること。

特に、資金繰りが悪化している中小企業の資金調達の円滑化をはかるため、中小企業への信用保証枠の拡大など信用補完制度の充実強化をはかること。

18、生活環境の整備促進

国民が真に豊かさを実感できる住みやすい地域社会をつくるため、生活環境の整備対策を強力に実施する必要がある。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1、水道施設の整備促進

(1) 上水道施設、簡易水道施設の整備について適切な措置を講じること。

(2) 高料金水道に対する財政措置を充実すること。

(3) 水道施設の再構築事業及び安全強化について財政措置を講じること。

2、汚水処理施設の整備促進

(1) 次期「社会資本整備重点計画」を策定するにあたっては、下水道事業について、所要の事業量を確保するとともに、整備が立ち遅れている町村の下水道整備を重点的に推進する等、適切な措置を講じること。

(2) 農業集落排水事業、漁業集落排水施設整備事業の整備について適切な措置を講じること。

(3) 浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業の整備について適切な措置を講じること。

(4) 各種汚水処理事業において、処理施設への相互接続の弾力化、水質検査項目等の統一をはかる等、汚水処理事業の効率的、一体的な整備を行えるよう配慮すること。

また、各種汚水処理事業の推進にあたっては、建設費及び運営経費の低減化をはかるため、地域の実情に合った簡易な施設の整備ができるよう、整備形態及び補助採択基準等の弾力化をはかること。

(平成19年度末の汚水処理人口普及率全国ペース83・7%、5万人未満の市町村67・6%)

3、次期「社会資本整備重点計画」を策定するにあたっては、都市公園等事業について、所要の事業量を確保するとともに、整備が立ち遅れている町村の都市公園等事業

を重点的に推進する等、適切な措置を講じること。

4、住生活基本計画を推進すること。

5、火葬場・斎場等の施設整備について適切な措置を講じること。

19、道路の整備促進

町村を広く国民のふるさととして活性化し、地域住民の生活を豊かな潤いのあるものとするため、社会経済活動を支える道路網の整備は重要かつ緊急の課題となっている。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1、道路網の整備促進

(1) 次期「社会資本整備重点計画」を策定するにあたっては、道路事業について、所要の事業量を確保するとともに、整備が立ち遅れている町村道の整備を重点的に推進する等、適切な措置を講じること。

(道路実延長のうち、84・6%を占める市町村道の改良率は55・5%、舗装率は18・0%)

(2) 国道・都道府県道及び市町村道の均衡ある道路網の整備を推進するとともに、特定地域の開発のための道路整備を推進すること。

(3) 高規格幹線道路網の整備及びこれに関連する幹線道路の整備を促進すること。

2、落石、崩土等の発生を未然に防止するとともに、雨量規制による支障を改善するための法面保護、落石防止事業等を積極的に推進するとともに、財政措置を充実すること。

また、道路冠水対策、冬期除雪迅速化など適切な措置を講じること。

3、次期「社会資本整備重点計画」を策定

するにあたっては、交通安全施設等整備事業について、所要の事業量を確保するとともに、整備が立ち遅れている町村の交通安全等整備事業を重点的に推進する等、適切な措置を講じること。

20、河川等の整備促進

真に豊かな生活を実現するため、治水事業を積極的に推進することが緊急の課題である。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1、次期「社会資本整備重点計画」を策定するにあたっては、治水事業について、所要の事業量を確保するとともに、整備が立ち遅れている町村の準用河川改修等の治水事業を重点的に推進する等、適切な措置を講じること。

なお、国の管理する河川改修等の事業の実施にあたっては、生態系の維持に十分配慮するとともに、浚渫や自生雑木の除去等適切な措置を早急に講じること。

2、次期「社会資本整備重点計画」を策定するにあたっては、海岸事業について、所要の事業量を確保するとともに、整備が立ち遅れている町村の海岸事業の整備を重点的に推進する等、適切な措置を講じること。

21、土地対策の確立

土地政策については、豊かで安心できるまちづくり・地域づくりを目指す観点から、「土地基本法」の基本理念を踏まえつつ総合的な土地政策を機動的に実施する必要がある。